「オリーブオイル関西 2021」「ワインコレクション関西 2021」出展規約

一般財団法人大阪国際経済振興センター（ 以下、「甲」という。）、出展申込者（以下、「乙」という。）は、令和3年(2021年)5月25日(火)から5月27日(木)までインテックス大阪(大阪市住之江区南港北1-5-102) にて開催するオリーブオイル関西2021、ワインコレクション関西2021(以下、「本見本市」という。）出展にあたり、本出展規約条項を遵守し、出展契約を締結する。

■ 出展申込期限

第1条 乙は令和3年(2021年)3月15日(月)までに甲に対して所定の出展申込書（本見本市の公式ウェブサイト上の所定の出展申込フォームを含む。以下同じ。）を提出（上記ウェブサイトを通じた送信を含む。以下同じ。）し、甲がこれを受領した時をもって本出展規約条項に基づく出展申込および出展契約申込が行われたものとする。
2. 甲は、第4条に定める出展規模分の申込を承諾した旨、第8条に定める共同出展を承諾する場合はその旨を出展申込承諾書にて乙にE-mail にて通知する。

■ 出展料金

第2条 通常申込料金のブースタイプごとの各料金単価は、出展申込書に定型で印字記載されているとおりとする。
2. 前項の各料金に含まれるものおよび含まれないものについては、以下のとおりとする。
(1)出展料金に含まれるもの（共同出展者分を除く）
①パーテーション及び下記備品の利用費等

ﾌﾞｰｽﾀｲﾌﾟ	内　容（全て甲の指定するものとする）
A	なし
B	日本語および英語で表記した社名版１つ/テーブル(1800㎜X600㎜) １台/イス ２脚/蛍光灯(40W)１つ/パーテーション(小間仕切り)/カーペット/コンセント(500W※1)１つ/電気使用料(※1)/消火器 １つ（食用油持込の場合のみ）
C	日本語および英語で表記した社名版１つ/テーブル(1800㎜X600㎜)１台/イス　１脚/蛍光灯(40W)/パーテーション(背面のみ)/消火器１つ(食用油持込の場合のみ。ただし小間位置によって隣接の出展社と共有の場合あり)
セミオンライン	日本語および英語で表記した社名版１つ/蛍光灯(40W)１つ/パーテーション(背面のみ)/液晶モニター１つ/消火器１つ(食用油持込の場合のみ。ただし小間位置によって隣接の出展社と共有の場合あり)/展示物の開梱・設置・梱包・発送作業※2

※1 電気使用量が 500W を超える場合は別途費用（電気工事・コンセント増設・電気使用料）が必要
※2 展示品の輸送費は乙の負担
②出展スペース利用費、基準時間内の会場使用料金及び照明・空調費
※基準時間は以下のとおり
搬入期間　2021 年 5 月 24 日(月)（搬入開始時刻・終了時刻は甲が指定する）
展示期間　2021 年 5 月 25 日(火) 10:00～17:00
5 月 26 日(水) 10:00～17:00
5 月 27 日(木) 10:00～16:00
搬出期間　2021 年 5 月 27 日(金)　（搬出開始時刻・終了時刻は甲が指定する）
③甲が必要と認める甲による共用施設の施工・工事費及び維持費、甲が必要と認める範囲における甲による広報告知費（招待券・ポスター・会場案内図）、公式ホームページへの出展者基本情報掲載費、甲が必要と認める範囲における甲による来場動員プロモーション費(併催イベントの企画制作やメールマガジン、DM 発送等)、甲が必要と認める範囲における甲による企画運営・安全管理・施設警備費用
(2)出展料金に含まれないもの
出展スペースの装飾費、運営費、電気（500W 超過分）・水道・ガス・電話・インターネット・Wi-Fi 工事費とその使用料、自社展示物・人的損害保険料、その他、出展料金に含まれるもの以外の費用
3. 甲は、第4条に定める出展規模、第8条に定める共同出展の諾否に基づき出展料金等を乙に対しE-mail にて請求する。
4. 乙は甲が請求する出展料金を、請求書に記載する期日または次条2項に記載する期日のいずれか早い期日までに所定の振込先に支払わなければならない。

■ 出展料金支払

第3条 前条3項の甲の請求に基づき、乙は下記に記載の振込先に前条4項の期日までに支払わなければならない。

振込銀行： 池田泉州銀行／本店営業部
預金種目： 普通預金
口座番号： 35152
口座名義： 一般財団法人大阪国際経済振興センター
銀行住所： 〒530-0013 大阪市北区茶屋町18-14
---
2. 最終支払締切日は以下の通りとする。

通常申込料金支払期日 ： 令和３年(2021 年)3 月 31 日(水)

3. 支払方法 ： 日本円にて銀行振込（振込手数料は乙負担とする）

■ 出展規模および出展場所

第4条 出展規模は、乙が所定の出展申込書に記載する希望小間数に基づいて甲が調整し、出展申込承諾書にて乙にE-mailにて通知する規模とする。また、出展場所については甲が行う小間割当によって決定する。小間割当決定後、甲は乙に対して出展場所を通知する。この出展規模および出展場所について、乙は甲に対して異議・変更の申し出を行うことは出来ない。（以下、この出展規模と出展場所とを「出展スペース」という。）

■ 契約の成立および出展スペースの使用権

第5条 甲が第1条2項に定める承諾した旨を出展申込承諾書にて乙にE-mailにて通知した時をもって出展契約成立とし、甲が第2条4項に定める期日までに乙からの出展料金の完納を確認できた時をもって、乙は出展者として出展スペースの使用権を取得する。なお、乙が第2条4項の期日までに出展料金を入金しない場合、或いは、甲の請求書の内容に合致しない場合は、出展契約は何らの意思表示なく当然に解除となり、乙は出展スペースの使用権を取得しなかったものとする。また、この場合理由のいかんにかかわらず、甲は乙に対して既納の料金を返金しない。

■ 出展スペースの使用期間

第6条 乙の出展スペース使用期間は、令和3年(2021年)5月25日(火)から5月27日(木)の会期中および会期前後の期間のうち、甲が別途乙に対して通知する搬入開始日時から搬出終了日時までの期間とする。なお、期間満了前であっても乙が第18条に定める原状回復をしたものと甲が みなした場合、乙はその使用権を失う。

■ 出展スペースの譲渡等の禁止

第7条 乙は出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に対して担保に供し、譲渡し、貸与し、もしくは使用させ、または出展者相互間で交換することはできない。ただし、事前に甲に書面で届け出てその承諾を得た場合は、共同出展者または内部出展者に対して出展スペースの一部を使用させることができる。

■ 共同出展者

第8条　乙が甲に対して提出する所定の出展申込書に共同出展者を記入し、甲が承諾した場合は、乙は出展スペースを当該共同出展者（最大2者まで）と共同で使用し、または一部を当該共同出展者に使用させることができる。但し、乙は、自らも出展スペースを使用することとし、出展スペースの全てを当該共同出展者に単独で使用させることはできない。
2. 前項本文の場合において、共同出展者の行為はの行為とみなし、乙は共同出展者の行為について一切の責任を負うものとする。

■ 出展契約の解除・変更

第9条 乙は出展契約を解除・変更することはできない。ただし甲に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではない。乙が契約を解除する場合、甲は乙に既納の出展料金およびその他各種料金を返還しない。また、契約変更により既納の料金の減額が生じた場合においても、甲は乙に減額分を返還しない。
2. 前項に基づき出展契約が解除または変更された場合、乙は甲に対してキャンセル料として第2条記載の出展料金の全額に消費税相当額を付して甲の指定する期日までに第3条1項記載の振込先に同条3項記載の方法で支払うものとする。なお、甲は既納の出展料金の全部または一部をキャンセル料に充当することができる。
但し、第1項に基づく出展契約の解除または変更が、令和3年(2021年)4月23日(金)までになされた場合には、キャンセル料は出展料金の５０％および消費税相当額とする。
3. 乙がつぎの各号のいずれかに該当する場合、甲は何等の催告なく出展契約を解除・変更することができる。この場合、甲は乙に既納の料金を返還しない。また、これにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。
(1) 本見本市の開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
(2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められる場合
(3) 他の出展者に不都合が生じる恐れがあるものと認められる場合
(4) 会場となる建物またはその設備に損害を与える恐れがあるものと認められる場合
(5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係 企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等（総称して「 反社会的勢力」という。）と判明した場合や本展示会にふさわしくないと甲が判断した場合
(6) 出展申込書に虚偽の記載をしていた場合
(7) 出展申込書の記載事項に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
(8)　本出展規約条項、および甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程に反した場合、または甲の指示に従わない場合
(9) 共同出展者または内部出展者が前八号のいずれかに該当する場合
(10)その他本見本市の管理、運営上支障があるものと認められる場合
4. 会期中、出展契約が解除された場合、乙は一切の出展行為を即時中止し、甲の指示に従い直ちに第18条に定める原状回復をしなければならない。

■ 損害賠償

第10条　乙が前条3項各号のいずれかに該当したことによって甲に損害が生じた場合、および前条3項による解除によって甲に損害が生じた場合、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。

■ 見本市開催の変更および中止

第11条 地震、洪水、風害などの悪天候その他の天災、感染症のまん延、暴動、内乱、テロ行為、戦争、火災、爆発その他の事故及び事件、ストライキ、ロックアウト、ボイコットその他の労働争議、特殊な経済事象、法令、公的機関からの命令・規制、これらによる人員、輸送・交通手段、必要物資・機材の不足、その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって、本見本市の開催に支障が生じた場合、甲は会期を変更または開催を中止することがある。また、公的機関からの要請があった場合および感染症の拡大またはその罹患の防止に必要であると甲において判断した場合も、甲は会期を変更または開催を中止することがある。
2. 前項により会期を変更する場合、甲は何らの通知なく出展契約を変更することができる。乙はこの変更を理由として出展契約を解除・変更することはできない。なお、甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。
3. 第1項により開催を中止する場合、甲は何らの催告なく出展契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対し、既納の出展料金のうち７０％および消費税相当額を甲の指定する期日までに返金するものとし、乙が出展料金を未納の場合には乙は甲に対してその３０％に消費税相当額を付して甲の指定する期日までに第3条1項記載の振込先に同条3項記載の方法で支払うものとする。甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わず、乙は甲に対し、上記の返金の他に何らの請求も行うことはできない。

■ 主催者の管理と免責

第12条 会期および搬入出期間中、甲は出展物をはじめとする会場全般の管理および保全について最善の注意を払い、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。なお、この実施に当り、乙に対し搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求めることができる。この場合、乙は必要な措置を即時取らなければならない。
2. 乙が前項の措置を即時取らない場合、甲は自らの判断により必要な措置をとることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。なお、甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。
3. 甲は、天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって乙（共同出展者および内部出展者を含む。）の出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等についての責任を一切負わない。

■ 出展者の管理

第13条 会期および搬入出(輸出入を含む) 期間中、乙は自らの責任と費用で出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、本出展規約条項および甲が別途定める「出展要項」、「出展者マニュアル」その他の規程に基づき、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。
2. 乙は自らまたはその代理人の不注意、故意、過失等によって甲または第三者に生じる損害等についての責任を一切負わなければならない。
3. 共同出展者および内部出展者については、前二項を準用する。
4. 乙は、前項によって準用される本条第1項または第2項の規定による共同出展者および内部出展者の責任について、共同出展者および内部出展者と連帯してその責任を負わなければならない。
5. 乙は、その役員、従業員等の関係者（共同出展者および内部出展者の役員、従業員等の関係者を含む。）の日本国内への入国手続及び出展物等の輸入手続を自らの責任と費用負担にて行うものとし、甲はこれらについて一切の責任を負わない。

■ 出展物

第14条 乙は、本見本市の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に甲の承認を受けた物のみを展示することができる。
なお、次の各号に該当する物は、出展を禁止する。
(1) 輸出入・販売禁止・麻薬、その他の禁止物
(2) 引火性・爆発性または放射性危険物
(3) 知的財産権を侵害するか、そのおそれのある物
(4) 裸火を使用する物（但し、所轄消防署の許可を受けた場合は除く）
(5) 所轄行政庁により指示・勧告のあった物
(6) その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物
(7) 誤った原産地の表記または誤解を招くおそれがある物
2. 乙が前項に違反する物を出展した場合、甲は乙に対し即時撤去を求めることができる。この場合、乙は当該出展物を即時撤去しなければならない。
3. 乙が前項の即時撤去を行わない場合、甲は自らの判断により当該出展物の撤去の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙（共同出展者および内部出展者を含む。）は甲に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等はできない。また、甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■ 設備使用等に伴う支払義務

第15条 乙は甲が提供する設備またはサービス（以下、これらを「附帯設備等」という。）を必要とする場合、甲が別途定める「出展者マニュアル」に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。
2. 共同出展者または内部出展者が附帯設備等を必要とする場合、乙がこれに関する一切の手続きと支払いを行わなければならない。

■ 装飾施工

第16条 装飾施工は、乙が自らの責任と費用において出展スペース内で行わなければならない。
2. 乙は、装飾施工については甲が別途定める「出展者マニュアル」に記載する事項を遵守しなければならない。
3. 乙が前項に違反する装飾施工をした場合、甲は即時改修を求めることができる。この場合、乙は当該装飾物を即時改修しなければならない。
4. 乙が前項の即時改修を行わない場合、甲は自らの判断により当該装飾物の改修の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。甲はこれにより乙（共同出展者および内部出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■ 立ち入り点検

第17条 甲またはその代理人は会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。ただし、緊急等により甲があらかじめ乙に通知することができない場合、事後の報告をもって足りることとする。
2. 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

■ 原状回復

第18条 出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、出展スペースを原状に回復して甲に返還（以下、これらを「原状回復」という。）しなければならない。
2. 使用期間中に第9条または第11条により出展契約が解除された場合、乙は直ちに前項の原状回復をしなければならない。
3. 乙が前二項の原状回復をしなかった場合、甲は出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分することができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙（共同出展者および内部出展者を含む。）は甲に対してこれについての一切の請求・異議の申し立て等はできない。
4. 乙（共同出展者および内部出展者を含む。）は、出展スペースの原状回復にあたって、甲に対して出展物・装飾物その他の物件の買取り、移転料その他の請求は一切できない。

■ 禁止事項

第19条 乙は次の行為をすることはできない。
(1) 出展物を即売すること。（出展物に関連する書籍類他甲が認めるものは除く。）
(2) 会場の建物および敷地内において、出展スペース以外で出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。
(3) 他の出展者や来場者ならびに甲に迷惑となる行為を行うこと。
(4) 出展スペースを含む会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼす様な行為を行うこと。
(5) 出展契約上の権利を第三者に対して譲渡または担保に供すること。
(6) 本出展規約条項、および甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程において禁止された行為を行うこと。

■ 規程の遵守

第20条 乙は本出展規約条項、および甲が別途定める「出展要項」、「出展者マニュアル」その他の規程等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめこれに同意し、変更後の新規程等を遵守しなければならない。

■ 補償

第21条 乙が、他社展示ブース、甲の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は乙の責任とする。甲は一切責任を負わない。

■ その他

第22条 本出展規約条項は日本語を正文とする。本出展規約条項の日本語版と翻訳版とに齟齬がある場合、日本語版を正とする。
2. 本出展規約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「出展者マニュアル」等の規程によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。
3. 本出展規約および本出展契約の準拠法は日本法とする。

■ 管轄裁判所

第 23 条 甲および乙は本出展規約および本出展契約から生ずる全ての紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。